

岩倉市生産緑地買取り申出に関する事務処理要領（第10条関係）

（趣旨）

第1条 この要領は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の買取り申出に関し、その事務を円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

（適用対象）

第2条 法第10条の規定による買取り申出について本要領を適用するものとする。

（受付窓口）

第3条 買取り申出に関する受付窓口は、建設部都市整備課（以下「都市整備課」という。）とする。

（買取り申出）

第4条 法第10条の規定による買取りの申出は、法第10条関係（様式第1）の生産緑地買取申出書によるものとする。

2 法第10条の規定による買取り申出において、相続による所有権移転が完了していない場合は、法定相続人の連名で申し出るものとする。

3 法第10条の規定による買取り申出において、死亡の場合は死亡診断書又は戸籍抄本を、故障等の場合は医師の診断書等証明書を添付するものとする。

（農業委員会の証明）

第5条 法第10条の規定による買取り申出は、農業の主たる従事者について岩倉市農業委員会の法第10条関係（様式第2）の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を添付するものとする。

（申出の起算日等）

第6条 申出の起算日は、受付の日とする。受付に際しては、法第10条関係（様式第3）の受理書を発行するものとする。

（所有権以外の権利の処理）

第7条 法第10条の規定による買取り申出時において、当該生産緑地に所有権以外

の権利が存在する場合は、法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付するものとする。

(関係機関の通知)

第8条 都市整備課は、買取り申出を受け付けたときは、法第10条関係(様式第4)の通知書により総務部行政課「以下「行政課」という。」に通知し、行政課は、本市関係課の買取り意向等について法第10条関係(様式第5)の通知書により照会するものとする。

2 都市整備課は、前項の行政課の照会に併せて、別紙の地方公共団体等関係機関(以下「関係機関」という。)に、法第10条関係(様式第6)の照会書により照会し、買取り希望の有無について法第10条関係(様式第7)の通知書により回答を得るものとする。

(買取り等の決定等)

第9条 行政課は、前条の規定により本市関係課及び関係機関から回答を得た後、買取りに関する総合的な調整を図り、買取りの有無の決定について法第10条関係(様式第8)の通知書により通知するものとする。

2 買取り申出の日から起算して1月以内に行う事務等は、次に掲げるとおりとし、第2号から第6号までの通知は都市整備課が取り扱うものとする。

(1) 本市が買い取る場合で申出者あての通知は、法第10条関係(様式第9)の通知書により、当該買取りを行う担当課が行うものとする。

(2) 関係機関を買取りの相手方に定めた場合、当該関係機関あての通知は、法第10条関係(様式第10)の通知書によるものとする。

(3) 関係機関を買取りの相手方に定めたことを申出者あてに通知する場合は、法第10条関係(様式第11)の通知書によるものとする。

(4) 関係機関を買取りの相手方に定めた場合、関係機関から申出者あての通知は、法第10条関係(様式第12)の通知書によるものとする。

(5) 関係機関を買取りの相手方に定めた場合、関係機関から岩倉市長あての通知は、法第10条関係(様式第13)の通知書によるものとする。

(6) 買い取らない旨の場合の申出者あての通知は、法第10条関係(様式第14)の通知書によるものとする。

(価格協議)

第10条 法第10条関係による買い取る旨を通知した場合の買取り価格の協議は、申出者と買取りの相手方（本市が買い取る場合にあっては当該買取りを行う担当課）が行うものとし、その協議結果を申出の日から起算して3月以内に、法第10条関係（様式第15）の土地の買取協議報告書により報告するものとする。

2 収用委員会に裁決申請を行う場合は、法第10条関係（様式第16）の裁決申請書によるものとする。

(相続税等納税猶予対象地の取扱い)

第11条 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けた生産緑地地区の買取り申出については、法第10条関係（様式第17）の買取り申出等の事実の通知書により税務署に通知するものとする。

(生産緑地のあっせん)

第12条 第9条第2項第6号の通知に該当した買取り申出については、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望するものがこれを取得できるように、法第10条関係（様式第18）の通知書により岩倉市農業委員会のあるせんに関して協力を求めるものとする。

2 岩倉市農業委員会は、法第10条関係によるあっせんの結果を、申出の日から起算して3月以内に、法第10条関係（様式第19）の通知書により市長あてに通知するものとする。

(行為制限の解除)

第13条 法第10条の規定による買取り申出において、買取りの価格協議を行った結果買取りが不成立となった報告を受けた場合、又は申出者に買い取らない旨の通知をした後に岩倉市農業委員会のあるせんが不調となった場合は、申出の日から起算して3月を経過した後に、法第10条関係（様式第20）の通知書により行為の制限の解除について申出者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

この要領は、平成4年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。